

京都市告示第 12 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 25 番地

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

証明書等自動交付サービスに係る住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書及び課税証明書（全項目）の交付手数料

3 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日

(文化市民局地域自治推進室)